

## ChaCha Children Yachiyo 園則（兼運営規程）

（施設の名称等）

第1条 社会福祉法人 ChaCha Children & Co. が設置するこの施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ChaCha Children Yachiyo
- (2) 所在地 千葉県八千代市八千代台北 16-9-1

（施設の目的及び運営方針）

第2条 ChaCha Children Yachiyo（以下、当園という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下、園児という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

- 2 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供にあたっては、園児の最善の利益を考慮し、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、特定教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年11月28日条例第29号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（利用定員）

第3条 当園が受け入れる子どもの年齢は、産休明けの場合は生後57日目から小学校就学前までとし、利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号				3人	3人	3人	9人
2号・3号	12人	16人	23人	23人	23人	23人	120人
合計	12人	16人	23人	26人	26人	26人	129人

（提供する特定教育・保育の内容）

第4条 当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 特定教育・保育の提供  
児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び全体的な計画に沿って、就学前の子どもの発達に必要な保育・教育を提供する。
- (2) 食事の提供
- (3) 子育て家庭に対する支援
- (4) 延長保育事業
- (5) 一時預かり事業（一般型・幼稚園型）
- (6) 病児保育事業（体調不良児型）
- (7) その他保育に係る行事等

（保護者に対する子育て支援の内容）

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するもの

とする。

- 2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。
- 3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園が特定教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。なお、員数及び職務の内容については、変更となる場合がある。

- (1) 園長 1名 (常勤専従)  
職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
- (2) 主幹保育教諭 2名 (常勤専従)  
地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、特定教育・保育内容について他の保育教諭等を統括する。
- (3) 保育教諭 14名以上 (常勤専従、非常勤)  
教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録、家庭連絡等の業務を行う。
- (4) 栄養士 1名 (常勤専従)  
園児の発達段階に応じ、必要な栄養量等を計算しながら、離乳食・幼児食の献立を作成するとともに、給食調理を行う。
- (5) 調理員 2名以上 (常勤専従、非常勤)  
栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつ等の調理を行う。
- (6) 看護師 1名 (常勤専従)  
乳児の保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行うとともに、園児および職員の健康管理を行う。
- (7) 事務員 1名 (常勤専従)  
保育所の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務に従事する。
- (8) 学校医 1名
- (9) 学校歯科医 1名
- (10) 学校薬剤師 1名

(特定教育・保育を提供する日)

第7条 当園が特定教育・保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)および祝祭日を除く。

- 2 教育標準時間認定子どもへの教育提供については、前項の規定にかかわらず、次の休園日を加える
  - (1) 土曜日
  - (2) 当園が別に定める夏季休業
- 3 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休園日に特定教育・保育を行うことがある
- 4 非常災害等真にやむを得ない事情があるときは、臨時に特定教育・保育を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間)

第8条 当園が特定教育・保育の提供を行う時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間 (11時間)  
7時00分から18時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。(8時間)

(3) 教育標準時間

9時00分から16時00分とする。(7時間)

2 当園の開園時間は7時00分から19時00分とする。

3 当園は保育認定子どもがやむを得ない理由により保育標準時間認定に係る保育時間および保育短時間認定に係る保育時間の前後に保育を希望する場合には、開園時間の範囲内で延長保育事業を実施することとする。

4 当園は教育標準時間認定に係る子どもがやむを得ない理由により教育時間の前後に保育を希望する場合は8時00分から9時00分までおよび16時00分から17時00分までの範囲内で預かり保育を実施することとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第9条 当園は八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第14条第1項の規定により、園児の居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

2 当園は、前項に掲げる利用者負担額のほか、特定教育・保育等において提供される便宜に要する費用等のうち、別表に掲げる費用の支払を園児の保護者から受けるものとする。

3 前各号の定めに関わらず、市町村の定める条例および規定により免除される費用についてはこの限りではない。

(利用の開始に関する事項)

第10条 当園は、市町村から保育認定子どもの特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、利用を開始するものとする。

2 当園は教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

3 利用の申し込みに係る教育標準時間認定子どもの数および現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、利用定員の総数を超える場合には、当園の教育理念に基づき選考を行う。

4 前項の選定方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

(利用の終了に関する事項)

第11条 当園の利用は、次の場合に終了するものとする。

(1) 園児が小学校に就学するとき。

(2) 園児の保護者から当園の利用に係る取消の申し出があったとき。

(3) 子ども・子育て支援法における支給認定要件に該当しなくなったとき。

(4) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第12条 当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合は、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡するとともに、当該子どものかかりつけの医療機関その他の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとする。

2 当園は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その分析を行い、改善策を講じるものとする。

3 当園は、特定教育・保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 当園は、日頃から消防計画や災害対応マニュアル等を作成し、消火器等の消火用具の設置や非常口その他の必要な設備を設けるとともに、避難・備蓄用品等を備え、毎月1回以上の避難・消火訓練を実施し、非常災害時の伝言方法・避難場所等を明確にしておくものとする。

(虐待等の防止のための措置)

第14条 当園は、利用する子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第15条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(記録の整備)

第16条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 日々の特定教育・保育の提供の記録
- (2) 特定教育・保育の提供にあたっての計画
- (3) 特定教育・保育の受給に係る保護者の偽りその他不正な行為の市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他利用にあたっての留意事項)

第17条 当園では、医師の承認がない限り投薬は行えないものとする。

- 2 当園では他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動は行えないものとする。

(その他運営に関する事項)

第18条 当園の運営に関して以下の事項を定める。

- (1) 利用者に対する事前説明の方法  
入園前に説明を実施する。
- (2) 相談・苦情等への対応  
当園では、社会福祉法第82条の規定により、利用者からの相談・苦情等に適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者および第三者委員を設置し、苦情解決に努めるものとする。
  1. 苦情解決責任者 ChaCha Children Yachiyo 園長
  2. 苦情受付担当者 ChaCha Children Yachiyo 園長補佐
  3. 第三者委員 玄関に掲示

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

(別表) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
給食費	3歳以上の児童に提供する主食・副食代を実費でご負担いただきます。	(主食) 月額 1,500円 (副食) 月額 4,500円
2,3号認定子どもに係る延長保育料	延長保育に要する費用の一部をご負担いただきます。	(月極め契約) 利用する延長保育時間 30分につき月額 1,500円  (臨時利用) 利用時間 30分毎 250円
1号認定子どもに係る預かり保育料	預かり保育に要する費用の一部をご負担いただきます。	利用時間 30分毎 250円 (長期休みの9:00~16:00 1日 2,600円)
閉所時間外の保育	閉所時刻以降の保育は原則として行いません。緊急事情等で保育を行う場合は、右記保育料をご負担いただきます。	(19:00以降) 5分毎 500円
おむつ代 (0~2歳児)	おむつはずれの状況を保護者の方と相談のうえ、実費の一部をご負担いただきます。	月額 2,000円から利用状況に応じて段階的に減額
タオル・おしぼり代 (0~2歳児)	実費の一部をご負担いただきます。	月額 600円
タオル代 (3~5歳児)	実費の一部をご負担いただきます。	月額 400円
遠足費等	交通費・利用料などの実費をご負担いただきます。	実費負担 (都度請求)
保険料	日本スポーツ振興センター加入	入会時・年度更新時 300円
帽子代	1歳児以上は年齢別のカラー帽を使用します。	(春夏用) 2,000円 (秋冬用) 2,000円
教具等	2歳児以上は、園児各自が使用する教具の一部について実費をご負担いただきます。(製作バインダー、自由画帳、シール帳、シール等)	実費負担 (都度請求)

※給食費は月間の利用日数が前月末までに把握可能で、利用日数が11日以下となった場合には月額の給食費の半額を控除いたします。

一時預かり保育料（1回当りの利用料金）

※年齢は4月2日現在の年齢

年齢	保育料金		食事代	おやつ代	おしぼり タオル代	合計
	ご利用時間	利用料				
0歳	4時間以内	1,850円	200円	100円	80円	2,230円
	4～8時間	3,700円				4,080円
1・2歳	4時間以内	1,350円	200円	100円	80円	1,730円
	4～8時間	2,700円				3,080円
3歳以上	4時間以内	1,300円	200円	100円	20円	1,620円
	4～8時間	2,600円				2,920円